



ジオパーク特産品開発委員会

平成28年度

"箱根ジオパーク認定特産品" 参加事業者募集!

募集期間:平成28年4月1日(金)~平成28年6月30日(木)

~「箱根ジオパーク」由来の特産品の意義~

箱根ジオパークは首都圏からわずか90km と言う近さに関わらず美しい自然と四季の変化に富んだ場所で、神奈川県の県西部からなる地域文化と産業が栄えてきた場所です。そこには歴史的価値のある史跡も数多く点在し貴重な地域資源にもなっています。

自然のテーマパークとも呼べるこの地域は天然記念物も多く多種多様な生物が育まれてきました。ジオパークはこの雄大な地形が綴る美しい環境を保護し後世に残していくことにあります。そのためには当地域が母体箱根山の文化を保護しその魅力を再発見し、地域外の方々、そして日本中に発信していくことで興味を持って頂きこの地を一人でも多くの方に訪れて頂きたいのです。そのためにはこの地域の"特産品"となるモノ、コトを開発することでよりその効果を高めることが出来ると考え、今回の募集をさせて頂きました。是非、貴社の発展と重ね合わせてご応募頂ければ幸いです。

(下記のご要望をお持ちの事業者様のご応募をお待ちします)

- ◆新たな顧客を獲得したい!
- ◆ブランドカのある商品を開発したい!
- ◆地域と連携して、事業を拡大したい! など。

◆◆◆◆◆◆◆◆ 募集要項詳細 ◆◆◆◆◆◆◆

1. 募集事業者数 20社程度(事業者である法人及び個人事業主に限られます。)

2. 参加事業者の要件

- ◆小田原市・南足柄市・箱根町・湯河原町・真鶴町のいずれかで事業所を有している事業者。
- ◆28年7月頃に開催する審査会にて試作品を提供できること。
- ◆商品開発(既存品改良可)及び販売するための設備(場所、器等)、また生産能力等があること。
- ◆箱根ジオパークの発展を考え、「箱根ジオパークの特産品」にふさわしい商品開発にむけて参加事業者同 士お互い協力しながら、売れる商品として完成させる意欲があること。
- ◆「箱根ジオパーク 認定特産品」認証店ネットワークを護り、このブランドカを育てていく意欲があること。

3. 望まれる商品の要綱

「飲食店」や「物販店」において取扱いの出来る「飲食店のメニュー」や「お弁当」、「菓子」等の「加工食品」、「物産品」の土産品等であること。原料等の組み合わせのみ、又は添加物のみではないこと(果実そのまま、又は鮮魚に塩のみを振る等)そしてお土産品については、一定の期間の賞味期限を有し持ち運びに便利な形状である事が望まれます。また具体的には下記3点が商品開発のポイントになります。

※「加工食品」とは、野菜加工品、果実加工品、穀類加工品、農産加工品、食肉製品、酪農製品、加工卵製品、水産加工品、調味料、飲料など、JAS 法で定める加工食品及び酒税法に定める酒類の事を指します。

(1) 当地域の文化又は営みを想起させるものであること。

地域で食されている様々な郷土料理や地域文化の発掘と位置付け、人が暮らしの営みから創りだしたモノ、コトに注目し、それをヒントにコンセプトづくりをされていること。そのことで地域性を容易に想像できる「味」や「ネーミング」であること。

(2)歴史・文化、地域性を訴求できるものであること。

商品形状や製法などに郷土の歴史文化を感じさせることが出来るものであること。商品の容器及び包装紙や紙袋等に至るまで統一されたデザイン性を保持し歴史・文化、地域性を訴求できることが望ましい。

(3) 箱根ジオパークの概念を想起させるものであること。

生態的、地政学的な特徴を表す「形状」・「味」・「ネーミング」・「包装」等考慮がされていること。

以上の3点を踏まえ新たな特産品としての商品開発をお願い致します。また審査においては次の4つの事に効果があるか検討がなされます。

- ◆当地域の特徴のPRにつながる。
- ◆当地域の素材、伝統技術、調理方法、しきたり等を複数入れ込み魅力に注力している。
- ◆当地域の「ちょっといい話」を 食品と土産品の形で ユーモラスにPRが出来ている。
- ◆その商品を買うと人に話したくなる。他の人も訪ねたくなる魅力がある。

あまり知られていない地域ごとの魅力等をさりげなくアピールできる特産品であることが望まれています。

4. 品質基準について

・品質、性能が商品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また、社会通念上妥当な使用条件において、問題のある商品については認証されません。

① 原材料

・発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料を使用しないこと

2 構造

- ・人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと
- ・社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと
- 大量生産する場合にも生産品質が安定していること

③ 表記

・法規に適合する表示(例:家庭用品品質表示)及び各種業界の自主ガイドライン(例:社団法人日本玩具協会安全基準)に準拠する表示ははっきり、誤解を生じないように行う。

4) 関連法規・業界自主ガイドライン

- ・当該商品に関連する法規及び各業界の地自主ガイドラインの基準をすべて確認すること
- ・薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること。(特定の効能を訴求する場合)

※関連法規 (例)

日本工業規格 (JIS 法)、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法) など

※業界自主ガイドライン(例)

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査安全基準など。また、これに準ず る各業界の自主ガイドライン

5. 参加事業者の特典

- (1)選定商品への専門家や委員による特産品の改良(ブラッシュアップ)等のアドバイスが受けられます。 これにつきましては、28年7月の審査会にて試作品の提供が条件となります。
- (2) 販路開拓に向けてのアドバイス (販売先を手配するものではありません) が受けられます。
- (3) 東京ビッグサイトでの展示会に出展することができます。
- (4) テストマーケティング、試食評価会、販売会の実施の支援が受けられます。
- (5)「箱根ジオパーク食の特産品」認証事業者としての広報の実施が受けられます。

認証期間は3年間とし、本事業終了後も3年ごとに認証の更新を行います。但し下記に該当する場合は 認証を取り消すことがあります。

- ①生産又は販売の休止あるいは中止した場合(但し自社の事情によらない不可抗力の事態が発生した場合はこの限りではありません。例:原料の著しい生産不足で一定期間商品の製造が出来ない等)
- ②認証商品が関係法令等に違反した場合。
- ③認証事業者が公序良俗に反した場合。
- ④認証商品以外の商品に認証マークを使用した場合
- ⑤ 認証事業者の責務を十分に果たされなかった場合
 - ・認証商品に性能改善などの仕様変更を行った場合、協議会が既存の認証対象と同等の認証条件を 備えているかを判断し、認証の継続を判断します。

⑥ その他、協議会で認証が適当でないと判断した場合

この「箱根ジオパーク・特産品」の認証事業者になることで経営力の向上、販売力の強化などの効果が得られる可能性があります。

6. スケジュール(概要)

- 平成28年 4月 1日(金)公募開始
- ・平成28年 6月30日(木)公募〆切
- ・平成28年 7月~8月 審査会及び参加事業者決定(委員会にて審査)
- ・平成28年 9月下旬 プレス発表
- ·平成29年 2月 展示会出展

※上記スケジュール内容は変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

7. 応募方法と応募先

応募期間:平成28年4月1日(金)~ 平成28年6月30日(木)必着(当日消印有効)

<u>重要:1事業者に付き申請品は1点のみとさせて頂きます。</u>

下記申請書類を正本1部 副本1部(コピー)ご提出してください。

別紙、「箱根ジオパーク認定特産品」参加申込書にご記入の上、下記書類を添付同封の上以下の申込先に郵送又は宅配便にてお送り願います。なお持参での持ち込みは受付できません。

- (1)法人(登記簿謄本 本紙1枚 3か月以内)個人事業主は税務署に提出した開業届のコピー。
- (2) 事業所のカタログ、商品等のパンフレット等各1部

参加申込書はホームページよりダウンロード可能です。 http://www.odawara-cci.or.jp/

申込み/問い合わせ先

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 211-1

小田原箱根商工会議所 「箱根ジオパーク認定特産品」応募係

事務局 担当:中矢•内田

TEL: 0460-85-6245 FAX:0460-86-4411 E-mail:sodan@odawara-cci.or.jp

※応募書類は一切返却されませんのでご承知おき願います。

8. 選定方法及び結果通知

小田原箱根商工会議所のホームページ等で一般公募を行った後、所定の審査書類等を郵送等で送達して頂き 書類での審査を行い、参加事業者を協議決定します。箱根ジオパーク・食の特産品・望まれる商品の要綱の3 つの条件を満たし且つ品質基準を順守し、物語性、独自性、市場性、将来性のある商品を有している事、開発 意欲、継続意欲等を総合的に判断し決定します。審査の経過や内容に関するお問合せには一切応じられません ので予めご承知下さい。

採択結果については文書にてご連絡いたします。

※申請内容に応じて、確定申告書等必要書類を求めることがございます。

9. 応募に関しての注意事項

- ◆提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合や提出書類に虚偽の内容を記載した場合は応募を無効とします。(認証後でも発覚した場合はその手続きを取りますのでそのために生じる損害は事業者の負担となります)
- ◆下記の費用は参加事業者にご負担いただきます。
- ・講習会等に参加する交通費
- ・商品開発及び商品改良に係る材料費、資材費等の諸経費
- ・プレス発表、販売会等、本事業に設定されているイベント参加に必要な費用(試食サンプル代、交通費等)
- ・次年度以降の事業運営費(事務費等の個店負担分)
- ◆販売イベント等に関しての出展条件は主催者主導になりますので、ご承知おき下さい。
- ◆申請商品が後日、関連法規に抵触、又は第三者の権利侵害などが発生した場合は事業者のみがその責を負う ことになりますので予め十分な確認と調査をお願いします。

小田原商工会議所受付番号 ○H─

(様式1)

平成 年 月 日

小田原箱根商工会議所 会頭 鈴木 悌介殿

応募者(〒 ー)住 所名 称代表者役職氏 名 印

平成28年度"箱根ジオパーク認定特産品"の参加企業募集の応募種類提出について

上記の事業に応募したく必要書類を送付しますのでご審議をお願い申し上げます。また、当社は下記に定める不適当な者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 参加申込書(様式2)
- 2. 法人(※登記簿謄本 本紙 3か月以内)個人事業主は税務署に提出した開業届けのコピー。
- 3. 事業所のカタログ、商品等のパンフレット等各1部
- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係 を有しているとき
 - (注)計画書の用紙サイズは、A 4版の片面印刷とし、パンフレット・定款など他の提出書類とともにご提出下さい。なお、 申込書、事業計画書や商品企画書に枚数制限はありません。

"箱根ジオパーク認定特産品"参加申込書

≪送付先≫

小田原箱根商工会議所 〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 211-1

「箱根ジオパーク認定特産品」応募係 事務局 担当:中矢・内田(TEL: 0460-85-6245)

「相似ノイハーフ	認定特度的」心劵徐 事務局 担当:中大•内田(TEL: 0400-03-0243)
会社名	店名
代表者	(携帯番号)
担当者	(携帯番号)
住所	
電話	fax
E-mail	ホームページ
1≪自社の特徴≫主力商品など	
	and the second s
2≪今回申請の特産品の特徴について≫	
名 称:	
特 徵:	
- 見た目	
- 内容(構造)	
・その他	
利用が想起される場面:	
3≪要綱について≫	
概要	
1. 当地域の文化・又は営みを想起させる理由	
2. 歴史・文化、地域性を訴求出来ている理由	
3. 箱根ジオパークの概念を想起させる理由	
4≪効果についての検証≫	
概要	

- 1. 当地域の特徴のPRにつながる点
- 2. 当地域の素材、伝統技術、調理方法、 しきたり等を複数入れ込み魅力に注力している点
- 3. 当地域の「ちょっといい話」を 食品や土産品等の形で ユーモラスにPRが出来ている点
- 4. その商品を買うと 人に 話したくなる。他も 訪ねたくなる魅力がある。
- 5. その他の訴求できるポイント
- 5≪今回の箱根ジオパーク 食の特産品に応募する想いについて≫
- 6≪認証されることで期待していること≫
- 7≪自社の品質管理体制について≫
- 8≪自社の生産管理体制について≫
- ※製造委託及び再委託を検討されている場合はその事業所の生産管理体制について記載してください。
- 9≪自社の販売管理体制について≫
- ※店舗等で社員等が販売する場合など社員教育はどのようなことを行っているかなど。
- 10.<u>完成品のイメージスケッチ又は試作品の写真</u>(こちらにお貼り下さい。別紙でも結構です。)

- ※記入欄の大きさは、適宜調整して下さい。
- ※選考に係る審査資料となりますので、具体的に明瞭に記載して下さい。
- ※すべての欄に記入願います。空白欄があると審査されません。